岩倉市通学路交通安全プログラム

~通学路の安全確保に関する取組の方針~

平成27年8月 平成31年4月改訂 令和 6年4月改訂

岩倉市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月より各小学校の通学路において関係機関と連携して、通学路における危険箇所についての対策案を検討、実施してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「岩倉市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

本プログラムの具現化を図るため、以下をメンバーとする「岩倉市通学路安全 推進会議」を設置しました。本プログラムを、この会議で議論し、策定しました。

岩倉市通学路安全推進会議組織

- 岩倉市内各小中学校
- 一宮建設事務所
- · 江南警察署

- 岩倉市建設部 維持管理課
- · 岩倉市市民協働部 協働安全課
- 岩倉市教育部

(事務局) 岩倉市教育部 学校教育課

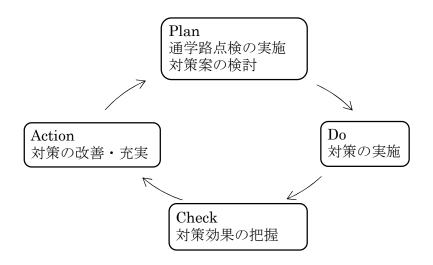
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検または対策案の検討を継続するとともに、対策実施後の効果を把握し、対策の改善・充実に努めます。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

【通学路安全確保のための PDCA サイクル】



(2) 通学路点検

○各学校における定期的な通学路点検

学校ごとに通学路点検を行い、危険箇所に関する要望を8月末日までに学校 教育課へ報告します。

○合同点検の体制

学校から報告された危険箇所もしくは交通事故等が多発している箇所で、緊急を要すると判断した箇所については、合同点検を実施します。

合同点検は学校、道路管理者、警察、協働安全課、学校教育課が参加して行う こととします。

(3)対策の検討

学校から報告された危険箇所に対する要望を事前に関係機関へ伝え、通学路 安全推進会議にて具体的な対策を検討します。

(4)対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係機関で連携を図ります。

(5) 対策の進捗状況及び対策効果の把握

通学路安全推進会議の中で、当該年度以前に検討した対策の進捗状況や、対策 実施済み箇所の効果について情報を共有し、対策効果を把握します。

(6)対策の改善・充実

通学路安全推進会議の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 対策箇所一覧表の公表

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係機関で認識を共有するために「対策箇所一覧表」を作成し、公表します。